

## 平成30年度 泉大津市インターンシップ実施要領

### 【趣旨】

泉大津市は、地域のために貢献したいと考えている学生に対し、主体的にまちづくり等の事業に取り組む機会を提供することにより、学生の力を生かしたまちづくりを進めるとともに、今後の時代を担う人材の育成を目的として、インターンシップを実施する。

### 【対象】

平成30年4月1日現在、大学（大学院、短期大学を含む）、高等専門学校及び専門学校に在学しており、次の各号に該当する者とする。

- (1) 将来、地域のために働きたい、貢献したいという志を有する者
- (2) 自分のスキルをまちづくりに役立てたいと思っている人
- (3) 目標を持ち、責任を持って最後までインターンシップをやりきることができると認められる者
- (4) インターンシップをとおして成長したいと考えている者

※市内外在住は問わない。

### 【募集人員】

5～10名程度

### 【実習生の選考について】

インターンシップ実習を希望する者は、インターンシップ実習生申込書（別紙様式）を下記の受付期間内に泉大津市総合政策部人事課宛に提出すること。また、研修生の選考に当たっては、提出されたインターンシップ実習生申込書及び面接によるものとし、選考結果は面接終了後速やかに通知する。

### 【申込書受付期間】

平成30年6月4日(月)から6月29日(金)

### 【内容】

泉大津市のまちづくり（例：シティプロモーション、国際交流、企業誘致、イベント運営等）について検討会の参加やフィールドワーク等の座学や実践。

※なお、インターンシップ終了後、実習結果報告会を行う。

### 【実習期間】

約5か月間（不定期）

### 【報酬等】

実習生に対する賃金、通勤手当等は支給しない。

### 【実習生の身分等】

(1) 実習生の身分

学生の身分を保有したまま受け入れるものとする。市職員としての身分は付与しない。

(2) 服務の専念

実習生は、本市職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない。

(3) 信用失墜行為の禁止

実習生は、本市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

(4) 秘密保持

実習生は、実習期間中に知り得た秘密事項について、その一切を漏らさない旨を記載した誓約書を提出するものとする。

実習生が秘密事項を漏らした場合など、信義に反する行為があった時は、実習を中止する。

(5) 実習生の災害補償

実習生の実習期間中の労働基準法等に基づく災害補償については、市はその責任を負わない。各自の責任において保険等に参加するものとする。

### 【その他】

(1) 実習生が未成年者の場合は、保護者の同意を必要とする。

(2) 申込用紙記載事項が正しくないことが判明した場合は、実習を中止する。

### 【問い合わせ先】

〒595-8686 大阪府泉大津市東雲町9番12号  
泉大津市 総合政策部 人事課  
電話 0725-33-1131 (内線 2442)